

宮城県告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の全部又は一部について、収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成二十一年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 仙台市

二 事業の種類 仙台市高速鉄道東西線建設工事（地下鉄東西線・宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内、若林区連坊二丁目地内、若林区連坊小路地内、若林区六丁の目南町地内、若林区六丁目字左近堀地内、若林区荒井字東地内、同字沓形地内、同字揚場地内、同字矢取東地内、同字南原田地内）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用用水路・排水路の付け替え工事

三 起業地

- 1 収用の部分 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内  
宮城県仙台市若林区六丁目字左近堀並びに荒井字東、字沓形、字揚場、字矢取東及び字南原田地内
- 2 使用の部分 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内  
宮城県仙台市若林区連坊二丁目、連坊小路、六丁の目南町、六丁目字左近堀並びに荒井字東及び字沓形地内

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 申請に係る事業は、仙台市高速鉄道東西線建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用用水路・排水路の付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、仙台市高速鉄道東西線建設工事（以下「本体事業」という。）は、法第三条第七号に掲げる鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う（仮称）荒井駅利用者の通行の確保並びに（仮称）荒井車庫への地下鉄車両及びレール等の資材の搬入のための道路、地下鉄乗務員のための駐車場、工事用通路、工事用資材置場、作業員詰所等の設置工事は法第三条第三十五号に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される市道及び農業用用水路・排水路の付替工事については、市道の付替工事は道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用用水路・排水路の付替工事は、同条第五号に掲げる地方公共団体が設置する用水路・排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

- 2 第二号要件 本件事業の起業者である仙台市は、平成十五年九月十八日に国土交通大臣から鉄道事業法第三条第一項の規定に基づき同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業の許可及び平成十七年八月十日に同法第八条第一項の規定に基づき工事の施行の認可を受けている。

また、仙台市は、本件事業の建設費総額二千七百三十五億円を補助金、出資金及び企業債で調達する予定である。

したがって、起業者である仙台市は、本件事業を施行する権能を有すると判断されることから、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

### 3 第三号要件

#### (一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本体事業は、仙台市太白区八木山の（仮称）動物公園駅を西の起点駅とし、仙台都心部の（仮称）仙台駅等を経て、同市若林区荒井の（仮称）荒井駅を東の起点駅とする営業延長十三・九キロメートルの中に十三の駅を建設するものであり、仙台市内の不均衡な交通環境を改善するとともに、自動車に過度に依存しない環境負荷の小さい交通ネットワークを形成し、軌道系交通機関を基軸とした集約型の都市構造への転換を推進することを目的とするものである。

本件事業の完成により、都心部と仙台市南西部や南東部を中心とした鉄道利用の空白域が定時性、速達性に勝る公共交通施設で直結し、それら地域から都心部への移動時間は、卸町（仙台市南東部）から二十二分、八木山動物公園（仙台市南西部）から二十四分それぞれ短縮される。また、卸町から都心部を経由し（地下鉄南北線利用）泉中央へ移動するには五十五分、長町へ移動するには四十八分要しているが、それぞれ二十七分短縮されるなど、仙台市内の不均衡な交通環境が改善されることになる。

平成十一年七月に策定されたアクセス三十分構想では、既存の地下鉄南北線やJR在来線に加えて、新たに東西方向の基幹交通として地下鉄東西線を整備し、これと併せたバス路線の再編、パークアンドライド等各種施策を総合的に推進していくことにより、朝ピーク時に市街化区域内の居住地から都心まで及び主要拠点間を公共交通を利用して概ね三十分で移動できる圏域が拡大し、その圏域内に取り込まれる人口は仙台市民の約八割になり、公共交通機関による利便性が向上することとなる。

移動時間の短縮は、公共交通機関の利用を促進することにつながり、仙台都市圏全体の中での代表交通手段としての自動車利用の割合は減少し、道路混雑の緩和が図られる。

また、公共交通機関による移動利便性の向上は、高齢者や障害者も含めた多くの市民がバリアの少ない移動環境のもとで動きやすく快適な暮らしを享受できるようになる。

地下鉄東西線の整備によって、地球温暖化をもたらす二酸化炭素排出量を削減することができ、エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい交通ネットワークが形成され、環境負荷の低減に貢献することとなる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本体事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号）に定める対象事業の要件に該当していることから、環境影響評価を実施した。騒音等の一部の調査項目を除き、周辺的环境及び自然環境に与える影響は、概ね小さいものと評価されている。また、環境基準等を超えると予想される騒音や水の濁り・地盤沈下の調査項目においても、防音シートの設置、工事車両及び運搬ルートの分散化、濁水処理装置の設置、地盤沈下には底盤止

水工法による掘削底面の地盤改良等の適切な環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内でできる限り回避・軽減が図られるものと評価されている。

また、環境影響評価の結果を踏まえて、予測の不確実性の程度の大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合及び効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合に、工事着手前、工事実施中又は供用後における環境の状況について事後調査を実施し、予測及び保全措置の効果の検証を行っている。

さらに、平成十九年三月に事業地内の地層の一部に自然的原因による重金属（カドミウム）が含まれていることが判明したため、有識者による専門部会を設けて、処理方法の検討を行い、平成二十年三月に処理方針をまとめ、それに基づき適切な処理を行っている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

## (二) 本件事業の施行により失われる利益について

環境影響評価によると、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）における特別天然記念物であるニホンカモシカや天然記念物であるマガンなどの動植物の生息・生育が事業地周辺で確認されているが、工事の実施に伴う地形の改変範囲をできるだけ小さくすること等の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内でできる限り影響の低減が図られるものと評価されている。

また、環境影響評価で生息が確認された希少種のオオタカについては、平成十八年に実施した仙台市環境影響評価条例に基づき行った事後調査において計画路線近傍での繁殖が確認された。起業者は平成十八年七月に猛禽類の専門家を加えた検討会議を設置し、生息地域である青葉山周辺では本事業以外にも工事が施行されることから、他の実施主体（東北大学、鉄道・運輸機構）の参加を得ながら、環境保全措置を検討した。起業者は同会議での意見を踏まえ、保全対策を取りまとめ、事後調査報告書により仙台市環境影響評価審査会に報告し、審議・了承された。これに基づき、人工巣を設置し、事業による影響が少ない場所に営巣地を誘導する措置を試みたり、工事着手する際に、段階的に工事規模を拡大し、工事をオオタカに慣れさせていく環境づくりを行うなど、適切な保全対策を講じている。また、平成二十年十月には、仙台市と東北大学が連携し、「青葉山地区実施事業におけるオオタカ保全計画書」を策定し、今後も継続して調査を実施しながら、適切な保全措置を講じていくこととしている。

さらに、平成十八年八月及び平成十九年八月の環境省版レッドリスト「日本の絶滅のおそれのある野生生物」の見直しにより追加された動植物のうち、上記の環境影響評価と照合を行い、生息が現地調査で確認されているものは動物で五種、植物で一種である。そのうち、評価されていない種については、環境保全措置の方針が平成二十年十月の仙台市環境影響評価審査会で審議・了承されており、その結果に基づいて工事を進めていくことで、生息環境への影響を低減できるものとしている。

本事業地内の土地には、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地は「沓形遺跡」など五箇所が存在するが、一箇所については発掘調査が完了しており、残る四箇所についても、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会と協議を行い、記録保存などの適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると判断される。

## (三) 事業計画の合理性について

本件事業は、仙台市内の不均衡な交通環境の改善等を目的とするものであり、その事業計画

は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第三条により起業者が定めた実施基準等の規格に適合していると判断される。

また、事業計画は、平成十七年仙台市告示第九百六十四号で都市計画として決定された事業地範囲と、（仮称）荒井車庫の詳細設計による車庫南側の計画変更箇所を除き、区間の計画とルート、起終点の位置及び駅の位置について整合している。車庫南側の計画変更箇所に係る都市計画変更については、平成二十一年二月に変更申請を予定している。

さらに、本体事業の施行に伴う取付道路等の設置工事並びに市道及び農業用用水路・排水路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと判断される。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると判断される。

#### 四 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

#### 4 第四号要件

##### (一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたように、本件事業の完成により交通の利便性の向上等が図られること等から、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると判断される。

さらに、地域商工経済団体、企業、市民団体等からなる東西線建設促進期成同盟会、連合町内会、法人、個人等からなる東西線南西ルート建設促進期成同盟会等から東西線の整備促進を強く要望されているところである。

また、「宮城県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」（平成十一年四月東北地方交通審議会答申第三号）で「早期に鉄道（東西交通軸）の整備を図る必要がある。」とされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると判断される。また、収用の範囲は、地上に恒久的に設置される施設の用に供する範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると判断される。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号要件を充足するものと認められる。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

仙台市宮城野区役所（建設部公園課）

仙台市若林区役所（建設部公園課）

#### 六 収用又は使用の手続が保留されている起業地

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内